



結婚の自由を
すべての人に

家族を守るため、 結婚の平等(同性婚)が 必要です!

多くの(法律上)同性のカップルが、家族として暮らしています。
しかし、現在の日本の法律では、同性カップルは結婚できません。
そのため、様々な困難に直面し、また、尊厳を奪われています。

もしもの時の看取りや相続、親権、在留資格など、
男女の夫婦では当たり前のことが、同性カップルには、大きな壁になります。
世界の多くの国で結婚の平等(同性婚)が法制化されている中、
日本でも重要な課題となっています。

困りごとを解決し、すべての人の尊厳が守られる社会を実現する
——それは政治家のみならずの共通の仕事です。

結婚の平等(同性婚)の実現が、
今すぐに政治が取り組むべきテーマであることを知っていただくために、
このパンフレットを作成しました。



「同性婚」≠「結婚の平等」?

一般的には「同性婚」という言葉が広く使われていますが、当団体では「結婚の平等」「結婚の自由をすべての人に」という表現を使っています。理由は、結婚するかどうか、いつ誰とするかということは、すべての人に平等な選択肢として開かれているべきであること。また、トランスジェンダーで法律上の性別が自身の性自認と一致しない人を含むカップルもいて、その場合は「同性」の表現より「結婚の平等」という表現がより適切なこともあるからです。



結婚できない同性カップルは 様々な困難に…

相 続

パートナーの死に目に会えず 相続も出来ず

同性カップルは結婚できないため、長く同居していても法的には他人です。共同で家を買おうとしてもローンの都合で共有名義にできなかったり、家業を一緒に経営しても片方だけの資産になる場合があります。もし生計を支える側のパートナーが亡くなったら、他方が法的にも経済的にも脆弱な立場に置かれかねません。また、残されたパートナーは相手の遺族と対立することもあります。その場合、相続により財産が得られないだけでなく、住居から放り出されることもあります。



亡くなった男性の妹により
原告男性の持ち物が撤去を
強制された時の様子

よしさん（左）と
亡くなった佐藤郁夫さん（右）



パートナーの危篤時に「あなたには説明できない」と医者へ告げられた男性（左）

「結婚の自由をすべての人に」訴訟の原告の一人、佐藤郁夫さんは、病気のため2021年1月に逝去した。佐藤さんが倒れたとき、パートナーのよしさんは、救急搬送された佐藤さんに同行し、病院側に佐藤さんのパートナーであると知らせていたが、診察を終えて出てきた担当医師は、待っていたよしさんに病状を説明せず、別室から妹さんに電話をした。容体が急変した時も、佐藤さんの妹さんにしか連絡がいかなかった。



長年同居していたカップル
（左が原告男性、右が亡くなった男性）

75歳で逝った男性の親族に対し、71歳男性パートナーが損害賠償・財産引き渡しを求めて提訴

40年以上同居し、ともに事業経営していた男性どうしのカップル。一方が病に倒れた後もパートナーが看病に尽くしていたが、遺言なく男性が亡くなり、没後、亡くなった男性の親族が、パートナーに対して火葬の立会い・財産の引き渡し等を拒否。事業もパートナーへの断りなく廃業されてしまった。パートナー男性は親族に対して財産の引き渡しなどを求めて提訴。2020年3月の大阪地裁の判決は、「逝去男性は関係を隠していた。親族は原告男性を、従業員で同居の居候と認識していた。夫婦同様の関係にあると親族が認識していた証拠はない」と原告の訴えを棄却した。

医 療 福 祉

パートナー急病でも 病室入れず、手術同意できず

ケガや病気入院した場合、医療機関は様々な書類の記入や医療行為への同意を家族・親族に求めます。厚生労働省のガイドラインの解説では「家族等とは(中略)法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人(親しい友人等)を含みます」*と説明されていますが、現場の医療機関では、トラブルを避けるために法律上の親族に限ることが多く、同性パートナーの同意を受け入れる医療機関は3割程度に留まるとの調査結果もあります**。また、パートナーが認知症を発症し、成年後見制度を使いたくても、一方のパートナーは親族でないのでは後見開始審判を申し立てることができません。認知症本人の法的な親族との関係が良くないと、制度利用に困難をきたすこともあります。

* 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン解説編」（2018年）

** 三部倫子 奈良女子大学准教授「LGBTの患者対応についての看護部長アンケート」（2019年）

民法の規定する婚姻は、夫婦や親族の関係を規定し、社会の最小単位となる家族を構成します。

相続や福祉などの法的効果は、家族単位で提供されます。

大部分の人々は、この法的効果を当たり前のこととして受けられます。一方で、

同性カップルは「婚姻」という選択肢がないので、当事者とその家族は様々な困難に直面し続けます。

在 留

外国人パートナーの ビザが切れ、生き別れ

日本人と外国人のカップルの場合、日本でともに暮らしたくても外国人パートナーの在留資格が大きな壁になります。法務省は2013年から、双方の国で同性婚が可能な外国人どうしが同性婚をしている場合に限り、そのパートナーにも、特定活動の在留資格を出すルールで運用しています。しかし日本人と外国人のカップルの場合、外国人の本国でふたりが同性婚していたとしても、外国人パートナーに、家族としての在留資格は与えられないのです。そのため、就労・留学等の在留資格が切れた時にパートナーが帰国を余儀なくされたり、そもそも在留資格を得られなかったりします。有能な外国人が日本滞在を諦めたり、日本人がパートナーの国に移り住んでしまったりと、日本にとって人材を逸失する一因ともなっています。



メキシコで夫・養子を得たのに日本に戻れなかった
Yさん

メキシコ在住の日本人男性Yさん。日本では自らの存在を認めてもらえない息苦しさから、若い頃に海外で生きることを選択し、現在、現地で同性パートナーと養子の子ども二人と暮らしている。日本に住む高齢の両親が心配になり、家族を連れて日本に戻ることを検討したが、夫や子ども達に在留資格が出ない上に日本の家族の世間体も考え、敬遠せざるをえなかったという。さらにコロナ禍で帰国がままならぬ中、両親ともに逝去。両親の晩年をともに過ごすことができなかったことを悔いている。



元北海道職員が「同性パートナーに扶養手当などが支給されないのは不当」として提訴

同性パートナーと事実婚状態にあった元北海道職員が、道に対して扶養手当の支給と寒冷地手当の増額支給、地方職員共済組合に対して扶養認定の届出をしたところ、いずれもパートナーが元道職員と同性であることを理由に支給・認定されなかった。このことは憲法が保障する「法の下での平等」に反するとして、元北海道職員は2021年6月9日、道と地方職員共済組合に損害賠償を求めて提訴。現在も訴訟が続いている。

福 利 厚 生

急な転勤、パートナーの事情は 考慮してもらえず、手当も無く

同性パートナーに配偶者同様の福利厚生を用意している企業は多くありません。パートナーの引っ越しにも何の手当ても出ません。LGBTQへの対応を進める企業も増えていますが、「結婚の平等」の法整備無しに、あらゆる職場が対応するのを期待するのは困難です。職場でのカミングアウトが難しい中、人事も上司もパートナーとの関係を知らず、突然の転勤命令が出たら、パートナーとの交際を続けることができるでしょうか？

親 権

入院中のパートナーの子のところに 駆けつけたら「親じゃないですね？」

子どもを育てている同性カップルは少なくありません。かつて異性婚していた相手との子どもを育てる、精子提供を受けて授かった子どもを育てるなど、事情はそれぞれです。しかし、男女であれば、結婚し養子縁組をすることで、他方の「連れ子」の親権者になることができますが、同性カップルでは、ふたりで育てていても結婚ができないために片方は親権者になることはできません。そのため、例えば、親権のないほうが保育園や学校で保護者として認められなかったり、子どもが入院した際に病院側に血縁者を連れてくるよう言われ、速やかに病状説明を聞くなどできなかつたりという事例も起きています。ともに暮らし、一緒に子を守り育てているのに家族として扱われないという理不尽。子どもの福祉の観点からも大きな問題があります。



写真(左)…西川さん(左)・小野さん(右)の結婚式にはお二人の子ともたちも参列
写真(右)…小野春さん(左)と
西川麻実さん(右) (撮影：中内真紀)

小野春さんと西川麻実さん（「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京原告）
長年お互いの子どもをふたりでともに育ててきた。
2016年に小野さんに乳がんが見つかり抗がん剤治療と左胸全摘の手術を経験。

（小野さん）“死を身近に感じても、西川に私の子どもに対する権利や義務はありません。そのような状況で、西川に子どもを託していくのかと思うと、死んでも死に切れない思いです。ともに泣いて、笑って、悩んで、喧嘩もして、一緒に子どもを育ててきました。私たちは、家族です。なのに法的には家族として扱われないのです。そして、私たちのような家族は特別ではありません。全国のあらゆる町に暮らしています。無視しないでほしい。いないものにしないでほしいのです。”

税 制 など

男女の夫婦なら経済的な 支援・特典はいろいろあるのに

税法上、同性パートナーは所得税の配偶者控除や配偶者特別控除の対象になりません。経済力が弱い場合でもパートナーの被扶養者になれず、自ら社会保険料を払い続ける必要があります。また、ふたりが病気で治療費がかさんでも医療費合算をすることが認められず、男女の夫婦と比べて医療費控除を受けるのが困難です。また、亡くなったパートナーの遺産を受贈者または生命保険金受取人として受け取ることができても相続税の配偶者控除はなく、遺族年金や国民年金の死亡一時金も受け取れないため、万一の際の生活の保障も不十分です。さらに、民間の生命保険や医療保険をかけたくても、同性パートナーが受取人になれる保険商品は限られているのが現状です。



写真…名古屋地裁に入廷する様子
（中央の男性が原告の方）

被害に遭った同性パートナーに
犯罪被害者給付金が支払われず

犯罪被害者と遺族を支援する目的の給付金が、同性パートナーに支払われなかったケースも。同性パートナーを殺害された男性が、犯罪被害者遺族給付金を申請したものの、認められなかった。制度では給付対象が「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む」と規定されているため、事実婚状態の同性パートナーも含むとして提訴。2020年6月、名古屋地裁は、同性カップルについて「婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されたとはいえない」として、不支給を維持。控訴するも、2022年8月、名古屋高裁でも不支給を維持する判決。現在上告中。

住 宅

賃貸入居も拒否され、共同ローンも容易に組めず

同性カップルの賃貸住宅への入居を拒否するオーナーさんは、依然として多いのが実情です。公営住宅の入居資格では、男女事実婚配偶者までは対象となっても、同性カップルに入居資格を与える自治体はまだ少ないのが現状です。また、住宅を購入する場合に、男女の共働きであれば収入の合算でローンが組めますが、同性カップルの場合は共同ローンが組めないことがほとんど。自治体パートナーシップ制度を利用してれば共同ローンを組める金融機関もありますが、追加費用をかけて公正証書での関係証明が必要とされる場合も多く、共同名義で住宅を所有するのは容易ではありません。このことが相続の問題にもつながっています。



<法律婚・事実婚（異性間）・同性カップルの比較>

	法律婚	事実婚（異性間）	同性カップル
婚姻届	○	—	×
戸籍	同じ戸籍	別の戸籍	別の戸籍
住民票の記載	妻／夫	妻（未届）／夫（未届）	特になし
夫婦としての社会的認知	○	△	×
同居・協力・扶助義務	○	○	?
法定相続権・遺留分	○	×	×
婚姻費用分担義務	○	○	?
関係解消時の財産分与	○	○	△ 認めない裁判例あり
貞操義務（浮気された場合の損害賠償）	○	○	認められた裁判例あり （最高裁が上告棄却し確定）
配偶者控除（所得税）	○	×	×
相続税の税額軽減	○	×	×
配偶者ビザ	○	×	×
子どもの親権者	共同親権	原則母親 （父親に変更すると 母親が親権を失う）	一方のみ
親権者死亡時に残されたパートナーが 子どもの親権者になれるか	○	△ （親権者変更手続必要）	×
犯罪被害者遺族給付金	○	○	否定された裁判例あり （上告しており確定していない）
社会保険－健康保険の扶養家族	○	○	?
社会保険－公的年金保険の第3号被保険者	○	○	?
社会保険－遺族年金	○	○	?
病院での面会・病状説明・手術同意	○	△	△

「結婚の自由をすべての人に」訴訟



札幌地方裁判所による判決が
下されたときの様子
(2019年12月17日)

2019年2月14日、法律上同性どうしでの結婚（同性婚）が認められていないことは憲法違反であるとして国に対して損害賠償を求める訴訟が、札幌、東京、名古屋、大阪の地方裁判所で一斉に提訴されました。この訴訟は、原告、弁護団、支援者それぞれの様々な想いをこめて「結婚の自由をすべての人に」訴訟と名付けられました。その後、福岡地裁への提訴、東京地裁へは第2次提訴があり、全国5か所で6つの訴訟が進行しています（2022年11月時点）。

この訴訟は、同性婚を認めていない現行の法律は違憲であり、それを放置しているのは違法（立法不作為）と訴え、それによって同性カップルが受ける精神的な損害に対し慰謝料の支払いを求めています（国家賠償請求訴訟）。しかし原告や弁護団が求めているものは金銭ではなく「同性婚を認めないのは違憲」という憲法判断です。

2021年3月17日には、札幌地裁で「同性カップルが法律婚の一部の効果すらも受けられない今の制度は憲法14条に違反する」旨の画期的判決が下されました。一方、2022年6月20日、大阪地方裁判所は「（同性カップルに）どのような保護を与えるかについては（中略）なお議論の過程にあり、当事者らの不利益は「相当程度解消ないし軽減されている」として、現行の法律は憲法に違反しない旨の判決が下されました。

今後も各地の地裁、高裁、そして最高裁の判決が続くものと予想されています。しかし私たちは、判決よりも早く、政府・国会に対し、この問題に速やかな立法措置をとることを期待しています。この訴訟は、原告、弁護団、そして支援者が、膨大な時間とエネルギーを費やして行われています。それは、この差別と不合理を終わらせることが、現在の自分や家族、仲間のためだけでなく、将来を生きる子どもたちのためにも必要だと信じるからです。

**一日でも早い同性婚の法制化が実現され、
この訴訟の役割が終わることを期待してやみません。**

同性婚の よくある誤解について

同性婚が実現すると、何か問題が生じるのでしょうか？

諸外国では結婚の平等が実現して長年経っていますが、「同性婚の中止」を真剣に議論する声は聞こえてきません。同性婚の法制化についてのよくある誤解とイメージについて、
事実と科学的・専門的知見に基づいて説明します。

1 同性愛は単なる 趣味嗜好であって 法的に保護すべきもの ではない？

——同性愛も人間の性の
正常なあり方のひとつ。
法的に保護をすべきです。



解説

全米での同性婚を実現した米国同性婚訴訟（2015年に連邦最高裁判決）において裁判所に提出された「アミカス意見書*」は、米国の各種学会の一致した意見を述べたもので、「同性愛は人間の性の正常なあり方のひとつであり、同性愛者は、安定的で相互に献身的な関係を築き、それは異性愛者の関係と本質的にまったく異なるところがない」としています。

すなわち、同性愛は、個人の趣味嗜好といったレベルのものではなく、人間の性の正常なあり方のひとつであり、同性愛者の人口に占める割合が小さいだけなのです。

そのうえで同意見書は、「性的指向を意思により選択する経験をした同性愛者はほぼいない」ことを踏まえた上で、性的指向を同性愛から異性愛に転換しようとする介入治療（コンバージョンセラピー）が米国では多く行われてきたものの「この治療については効果も安全性も確認されていない」としています。

すなわち、同性愛は、その当事者が自ら選んだものではなく、医学的に治療の対象となるものでもありません。治療が可能であるとか、治療が当事者の人生の質を高めるという科学的根拠もありません。

*アメリカ心理学会、アメリカ精神医学会、アメリカ小児学会、アメリカ婚姻及び家族療法協会、全国ソーシャルワーカー協会、アメリカ精神分析学会、全米家庭医療学会、アメリカ医師会など各分野の専門家団体が連邦最高裁判所への提出に同意した科学的知見に基づく意見書である。同意見書は、評価の確立した査読論文の内容を検証して確認された知見に基づいて作成されている。

2 伝統的な家族の価値観を 破壊する？

——同性カップルも異性カップルも、
ふたりの関係性は同じ。家族についての
価値観を破壊するものではありません。

解説

これまで「家族」といえば“男女の夫婦と子ども”というイメージであり、そのことを前提として様々な物語が語られてきました。

しかし「家族」の根幹たる要素は、そのような外観にあるのではなく、ともに笑い、泣き、悩みながら人生を歩む中で培われた愛情や信頼関係にあるのではないのでしょうか。その点では、同性どうしのカップルも異性カップルと何ら変わることはありません。

アミカス意見書も「同性/パートナー間の関係は、心理的・社会的に異性愛カップルによく似て、どちらも献身的関係を持ちうる。同性カップルも、情緒的な深い愛着と献身的関係を、異性カップルと同様かそれ以上に形成している」と実証的研究が示しているとし、同性カップルも異性カップルも関係性は同様だとしています。

3 同性婚を認めると 少子化につながる？

——すでに存在している同性カップルが
社会的に可視化されるだけ。
少子化が進むことはありません。

解説

同性婚が法制化された場合に、同性愛者や同性カップルが社会において増えたかのように見えることが仮にあったとしても、それはこれまでも存在していた同性カップルが可視化されたにすぎず、同性愛者が増えたわけではありません。そして、実際、既に同性婚が法制化された諸外国においても、同性婚の法制化と出生率の減少に相関関係があることを裏付けるデータはありません。

客観的な科学的知見やデータに基づけば、同性婚が法制化された後に少子化が進むことはありません。

4 同性カップルが 子どもを育てると 悪影響を及ぼす？

——科学的研究により、
同性カップルも異性カップルと
同じように子育てができると
裏付けられています。



FAMILY

解説

結婚の平等が実現し、子どもに関する同性カップルの権利・義務関係が法律で定められれば、同性カップルが子どもを持ったり、ともに子育てをしたりする可能性も大きくなります。米国では11万1000以上の同性カップルの家庭が、18歳以下の子どもと暮らしています*。また、同性婚が認められていない日本でも、統計こそないものの、パートナーとともに子どもを育てている同性カップル(特に女性カップル)は多数存在します。アミカス意見書は、「科学的研究の大多数は、ゲイ・レズビアン の両親は異性愛者の両親と同じように養育に適していて有能であり、子どもたちも心理学的に健康で適応の状況も良いことを示している」としており、その根拠は、以下の3つの要素とされています。

1. 親子の人間関係の質
「…親が家庭を安全に保つうえで愛情ある指導ができる場合には、親の性的指向とは関わりなく、子どもはより良好な環境適応性を示す」
2. 養育に重要な役割を果たす成人間の関係の質
「…子どもたちは、親相互の関係が、愛情、温かさ、協力、安全そして相互扶助に満ちている場合に、肯定的な心理的適応をより示す。
…このような関係は、同性カップルと異性カップルの、どちらに育てられているかとは関係ない…」
3. 経済力等のリソース
「…子どもは、このようなリソースへのアクセスの機会を持っていれば持っているほど、親の性的指向に関わらず、より良い適応性を示す」

* U.S. Census Bureau: American Community Survey (2019年)

5 同性婚法制化のためには 憲法改正が必要？

——必要ありません。

解説

まず、「同性間の婚姻の法制化を禁止する」との趣旨を明示的に規定した憲法の条文は存在しません。

憲法24条1項では、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」とされ、この「両性」という文言を理由に憲法24条1項が同性間の婚姻を禁止していると解する主張は、学説上はほとんど存在せず、政府答弁もその見解は採用していません。「結婚の自由をすべての人に」訴訟においても、被告たる国すら、そのような主張はしていません。

憲法24条1項は、婚姻が当事者以外の第三者(戸主や父母)の意思によって妨げられず当事者の自由な意思によって成立すべきことを示したものであり、同性間の婚姻を禁止する趣旨で「両性の合意のみ」と規定したわけではなく、これは憲法制定時の客観的な資料で確認できます。

憲法制定時には世界中に同性婚を法制化する国はなく、憲法制定者は同性婚の存在を想定せずにこの条項を定めたものです。想定していないものを禁止することはできず、憲法が同性婚法制化を禁止していると解することは、論理的に全く成り立たないのです。上記の解釈は、裁判例でも、衆議院法制局、憲法学者といった法専門家にも受け入れられています。例えば、大阪地裁判決では「憲法24条1項が異性間の婚姻のみを定めているからといって同性間の婚姻又はこれに準ずる制度を構築することを禁止する趣旨であるとまで解すべきではない」とされています。

6 異性婚とは別の、 パートナーシップ法で 十分では？ ——婚姻の不平等状態が 解消されず、不十分です。

解説

自治体のパートナーシップ制度には法的効果がなく、婚姻の代替にはそもそもなりませんが、民法の婚姻の条文とは別に、法的効果のともなう「パートナーシップ法」を制定すると仮定しても、その制度が婚姻の法的効果の一部しか認めないものであれば、異性カップルとの不平等状態は解消されません。

さらに、その「パートナーシップ法」が婚姻と全く同じ法的効果を認める制度であったとしても、「結婚の平等」は実現できません。2021年3月の札幌地裁判決は、「人の意思によって選択・変更できない事柄に基づく区別取扱いが合理的根拠を有するか否かの検討は、…真にやむを得ない区別取扱いであるか否かの観点から慎重になされなければならない」としています。つまり、同性カップルを婚姻制度から排除するためには真にやむを得ない理由がなければならず、真にやむを得ない理由なく「パートナーシップ法」を制定することは憲法上許されないのです。

要件効果が同一なのに別の制度を作るという発想は「同じ列車に乗れるのだから白人専用車両と黒人専用車両を分けても良い」「同じ教育を受けられるのだから人種により学校を分けても良い」という「分離すれども平等」の考え方です。これは、国民の中にいわゆる「二級市民」を生み出すことにつながり、個人の尊厳(憲法13条)と法の下での平等(憲法14条)という憲法の根本原理に真っ向から背くこととなります。外国でも、同性パートナーシップ法のみが定められていた国の多くで、その後、結婚の平等(同性婚)が実現しています。

今、同性カップルの法的保障を実現するなら、同性パートナーシップ法の制定というステップを踏まず、一気に同性婚を法制化するべきです。



ACT
NOW

EQUALITY

議論を進めてこなかった政府 今こそ動くとき

学術界が「同性愛は異常でない、治療の対象ではない」という認識を1970年代に打ち出してから、世界各国で同性婚が法制化されるまでには時間が必要でした。

しかし今や、世界各国と地方自治体の動きに加え、世論、ビジネス界、国内の学術界と、あらゆる分野から「結婚の平等」を求める声が上がっており、日本政府には、待ったなしのうねりが迫っています。

「想定されていない」 「慎重な検討を要する」で、もう8年

2015年2月の安倍首相の答弁と、2021年2月の菅首相の答弁、そして2022年1月の岸田首相の答弁では、ほぼ同じ文言で同性婚への否定的見解を述べ続けています。

「極めて慎重な検討を要する」と繰り返されるばかりで、検討が行われた形跡は全くありません。野党からは一度法案が提出されましたが、国会では審議されず、政府の法制審議会等でも、同性婚の検討はなされないまま放置されています。

その間にも世論の同性婚支持は、 高まり続けている

2015年の渋谷区・世田谷区でのパートナーシップ制度導入を契機に、同性婚への関心が高まり、LGBTQの実態や同性婚に対する世論調査が多く行われるようになりました。賛成（やや賛成含む）が反対（やや反対含む）を上回り、しかも、年々、賛成の割合は高まり続けています。年齢では若い層により賛成が多いですが、同性婚への支持は着実に上昇を続けています。



変わらぬ答弁

安倍首相（2015年2月18日・参院本会議）



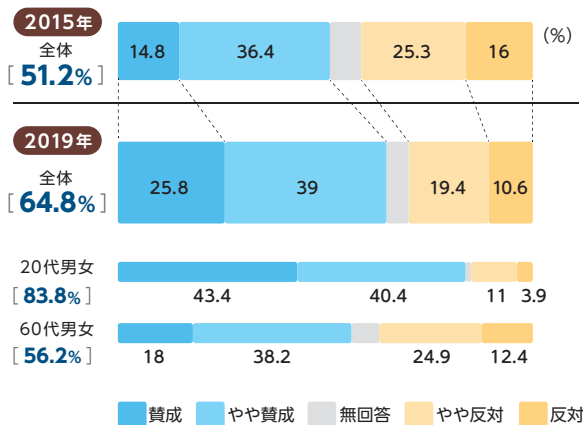
「現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません…我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する…」

岸田首相（2022年10月5日・衆議院本会議）



「同性婚制度の導入については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものであると考えております。」

同性婚支持 世論調査



・出典：釜野・石田・風間・平森・吉仲・河口、2020。
『性的マイノリティについての意識：2019年（第2回）全国調査報告会配布資料』
JSPS 科研費（18H03652）広島修道大学 河口和也代表
・調査対象：全国の20～79歳（住民基本台帳による層化二段無作為抽出）
・配布・有効回収数：2015年 配布2,600 回収1,259（48.4%）；
2019年 配布5,500 回収2,632（47.9%）
注：欄外〔 〕内の数字は、「賛成」と「やや賛成」の合計

先進国で同性カップルの 法的保障がないのは、日本だけ。

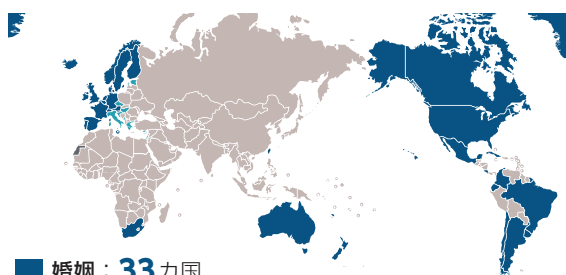
同性婚等実施国では
「見直すべき」の声は、
全く聞こえません

G7の各国のうち、5か国では既に同性婚が法制化され、日本以外に残るイタリアでは、婚姻とは異なる同性パートナーシップ法により法的保障が実現しています。2019年には台湾がアジア初の同性婚の法制化を達成。既に30以上の国と地域で結婚の平等(同性婚)が実現しています。重要なのは、同性婚や同性パートナーシップ法がある国では、以前は賛否両論が繰り広げられていたとしても、施行後に、否定的な影響を指摘したり、見直しを求める声が出ている国はほとんどないという点です。幸福な家族を増やし、多様性ある社会を実現することにつながるだけで、否定論者の懸念は問題化しないからです。

地方自治体で広がる パートナーシップ、 ファミリーシップ制度

2015年の東京都渋谷区と世田谷区にはじまった自治体の「パートナーシップ制度」は急速に全国に拡大し、242自治体、日本の総人口の6割以上をカバーするに至り、制度を利用するカップルも3000組を超えています。さらに、同性カップルが育てる子どもを含めて認証する「ファミリーシップ制度」も10以上の自治体で認められています。同性カップルを家族として扱うことを求める国民の声は日に日に高まっていますが、自治体のパートナーシップ制度には法的効力はありません。国が法律によって法的な保障を与えることが強く求められています。

世界における 同性カップルの法的保障制度の状況



婚姻：33カ国

婚姻とほぼ同等の代替制度：31カ国

※ 1つの国の中で半分以上の地域が男女と同等な婚姻を認めている場合は、その国は濃い青色(婚姻)で表示されています。

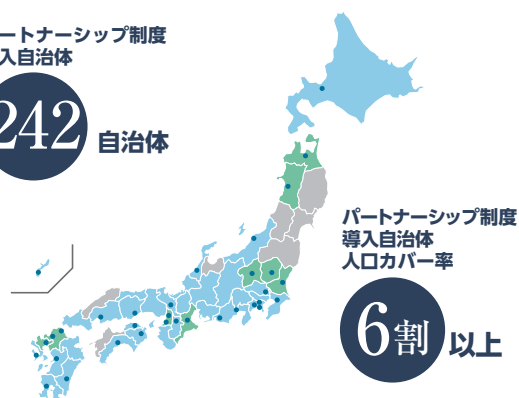
2022年11月現在

(出典：性的指向に関する世界地図 2022 (日本語表記)；NIJI BRIDGE など)

地方自治体パートナーシップ制度導入状況

パートナーシップ制度
導入自治体

242自治体



パートナーシップ制度
導入自治体
人口カバー率

6割以上

パートナーシップ制度を導入している市区町村のある都道府県

パートナーシップ制度を全域で導入している都道府県

パートナーシップ制度を導入している政令市

[2022年11月1日現在]

(出典：渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査)



進む企業社会の包摂： 人事でも、サービス・製品でも

1990年代以来、国際的企業を中心に、LGBTQ への偏見を社内で取り除き、LGBTQ の認知を進めることで、より様々な人が働きやすい環境を作ろうという取り組みが進んでいます。

しかし同性婚が認められていないために、例えば日本に外国人社員を赴任させる際に、同性パートナーを同行させたくても在留資格が出ず、貴重な人材が日本で働けないなどのケースも多発しています。そのような現状から、2018年に在日米国商工会議所を始めとする5か国の在日商工会議所が、日本政府に同性婚を求める提言を発表。現在では、BME (Business for Marriage Equality) キャンペーンが立ち上がり、「婚姻の平等が実現していないのは、ビジネスに悪影響を与えている」と、ソニー、ブリヂストン、本田技研工業などをはじめ合計300以上の企業・団体が「結婚の平等」に賛同しています(2022年11月時点)。

また従業員に対する福利厚生を、男女の夫婦だけでなく同性カップルにも適用する企業も増加しています。中には、同性カップルの子どもにも、福利厚生制度を適用する企業(KDDI等)も現れてきました。顧客に対するサービスにおいては、同性カップルにも対応した住宅ローンの取扱いを始める銀行や、携帯料金の家族割引に同性カップルも適用できる企業が増えており、経済界でのLGBTQへの理解や包摂は大きく進んでいます。



企業での取り組み例

● 同性パートナーへの福利厚生

ゴールドマン・サックス証券、野村証券、KDDI、NTTドコモ、楽天、チェリオコーポレーション、等

● 保険金受取人に同性パートナー

ライフネット生命、第一生命、アクサ生命、等

● 同性カップルも共同住宅ローンが組める

楽天銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、等

● 家族としてマイレージ登録

ANA、JAL、等



国連も、学術会議も、日弁連、札幌判決も

2008年以来、国連の人権機関から度々「同性カップルの法的保障」「性的指向・性自認の差別撤廃」に関して勧告を受け続けている日本。日本学術会議、日本弁護士連合会の提言はどちらも同性婚を支持。最近では裁判所からも、同性カップルの法的保護を認める判決が出始めています。



日本学術会議

提言「性的マイノリティの権利保障を目指して—婚姻・教育・労働を中心に—」(2017年)

「個人の利益を否定するに足る強力な国家的ないし社会的利益が存しない限り、個人の婚姻の自由を制約することは許されない…婚姻の性中立化は必須であり、そのための民法改正が求められる」



より詳しい
資料はこちら↑

東京高裁

同性パートナーの不貞行為についての訴訟判決(2020年)

約7年同居し、披露宴を開いた日本人どうしの女性カップル。米NY州でマリッジライセンスを取得していたが、相手が不倫をしたため損害賠償請求。東京高裁は「婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有する」と、110万円の賠償を命じた。(最高裁は上告を棄却し、判決が確定)



より詳しい
資料はこちら↑

日本弁護士連合会

同性の当事者による婚姻に関する意見書(2019年)

「性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害」



より詳しい
資料はこちら↑

札幌地裁

「結婚の自由をすべての人に」訴訟判決(2021年)

「人の意思によって選択・変更できない事柄に基づく区別取扱いが合理的根拠を有するか否かの検討は、…真にやむを得ない区別取扱いであるか否かの観点から慎重になされなければならない」「本件区別取扱いは、差別取扱いに当た」り「憲法14条に違反する」



より詳しい
資料はこちら↑

3. 結婚の自由をすべての人に
議論を進めてこなかった政府。今こそ動くとき

4. 同性婚法制化が社会にもたらすプラス効果

私たちが「結婚の平等」を求めるのは、
第一に、これまで隠れたり排除されたりしてきた当事者の尊厳を回復するためです。
しかし「結婚の平等」が実現すると、それだけではなく、多くのプラスの効果も期待されます。
同性婚が法制化されても、国民やさらには社会全体が何かを失うわけではありません。
同性カップルが社会の一員として法的に位置づけられることで、
「自助・共助」の基盤となる世帯（家族）はより強固で安定したものになります。

1 経済にプラスの影響、GDP押上げ効果

同性婚を法制化した国は、
GDPが増加する傾向を示す
研究結果があります。



同性婚などLGBTQに関する法制度が1つ多く整備されている国は、1人当たりGDPが1,694ドル程度（日本に当てはめると約4.2%に相当）、高い傾向があることを示す研究結果があります。アメリカのLGBTQ関連の公共政策研究所ウィリアムス・インスティテュートのLee Badgett博士らの研究グループは、120か国以上を対象に、1990年から2014年の間にその国の法律がLGBTQをどの程度包摂するものであるかを測る指標を開発。この指標とGDPデータとを相関分析したところ、同性婚などのLGBTQに関する法制度が1つ多く整備されている国は、1人当たりのGDPが1,694ドル程度高い傾向にあること（正の相関関係）を発見しました。因果関係が証明・解明されているわけではありませんが、同性婚などLGBTQの権利を認め困難を解消する法制度の整備により、社会にて、特に職場にてLGBTQの人々が働きやすくなり、これまで以上に力を発揮し、生産性の向上や新しい価値の創造に貢献できるようになった可能性が指摘されています。（参考「婚姻の平等が日本社会にもたらす経済インパクト」 bformarriageequality.net/report/）

2 子育てを担う人材が増え、生まれる子が増える可能性も

- 2017年
大阪府で同性カップルが里親認定後、里子を養育
- 2018年
東京都で里親認定基準が緩和
同性カップルも対象に
- 2020年
名古屋市在住の男性カップルを
養育里親として認定

“同性カップルでも男女のカップルでも子供が安定した家庭でしっかり育つことが大事でそれが達成されれば我々としてはありがたい”
塩崎恭久厚生労働相（当時）

「同性婚法制化により少子化が加速する」「同性カップルが育てた子には問題が多い」という言説は、男女の夫婦を家族とするイメージに反することからくる偏見に基づくもので、研究調査では否定されています。（P.6, P.7 参照）日本でも、子どもの養育の担い手として、いわば「活躍」している同性カップルの家族が、少なからず存在します。生殖補助医療の適用範囲や、子の知る権利などに関して、慎重な国民的議論が必要ですが、同性カップルが子をなし養育することが実際に起こっており、子どもを育てる家族のベースは広がるのです。また、様々な事情により実親の元で育つことができない子どものための「養育里親」制度では、同性カップルもその担い手として期待されています。政府はこれまでの施設養育中心から家庭的な養育への転換を目指し、20%程度の里親委託率を数年以内に75%に引き上げることを目標にしています。各自治体の工夫により、同性カップルも里親として認定する都道府県も増え始めていますが、もし同性カップルが結婚できるようになれば、よりスムーズに里親認定が可能となり、里子の養育環境の安定にもつながります。

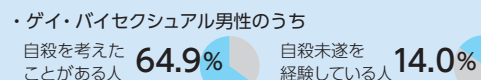
3 性的マイノリティの自殺が減少

同性婚の法制化前後で比較した場合、
LGBTQ当事者の自殺率が大幅に減少している。

外国に比べて日本は自殺者が多いとたびたび指摘されますが、中でも、日本のLGBTQの自殺率はそうでない人に比べて極めて高いことが、調査により明らかになっています。図の調査結果に加えて、2019年の大阪府での調査でも、LGBTの自殺未遂経験の割合（9.7%）は、異性愛男性で、かつ、自身の性別に違和感がない人（1.5%）の約6倍にもなるといった結果が出ています。* また、デンマークなど北欧の国々や米国の一部の州など早い時期に同性婚を実施した国・地域では、同性婚の法制化の前後で比較した場合、LGBTQの自殺率が大幅に減少していることが、複数の研究により明らかになっています。**

* 国立社会保障・人口問題研究所「働き方と暮らしの多様性と共生」研究チーム「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」（2019年）
** 「変化する同性婚の法的状況が幸福感へもたらす影響」オゴルスキー¹、モンク²、ライス¹、オズワルド¹（1 イリノイ大学、2 ミズーリ大学）（2018年）

日本のLGBT当事者の自殺可能性の高さ



出所：日高典晴、他（2007）「厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業 ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート 2」（有効回答数 5,731 人）、Hidaka, et al（2008）“Attempted suicide and associated risk factors among youth in urban Japan”（43,752-757）

デンマーク・スウェーデンにおける自殺率

- ・1989-2002年に比べて、2003-2016年の自殺率が減少



出所：「デンマーク・スウェーデンにおける同性・異性カップルの自殺率研究」アーランゲン（メンタルヘルスセンターコペンハーゲン）他（2019年）

国会議員の間でも支持が、広まっています！

多くの国会議員と面会・賛同

与野党問わず、これまで多くの国会議員との面会を実現。
立場の違いを超えて、結婚の平等を支持する、
実現に尽力したいとする議員の方々が増えています。



これまで寄せられた
国会議員の賛同メッセージは
こちらからご覧いただけます。



毎回大盛況の院内集会 当事者の声を国会へ

これまで4回にわたって、結婚の平等（同性婚）実現を求める
院内集会「マリフォー国会」を開催。ご出席いただいた議員の数は、
回を重ねるごとに増え続けています。※議員秘書出席も含む

【第1回】

2019年11月19日

出席議員数 **26** 人

【第2回】

2020年11月26日

出席議員数 **32** 人

【第3回】

2021年3月25日

出席議員数 **40** 人

【第4回】

2022年4月22日

出席議員数 **65** 人

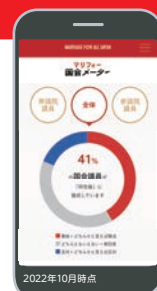


“マリフォー国会メーター” 立ち上げました！

国会議員一人一人の結婚の平等（同性婚）への
賛成／反対などの立場を一覧で掲載。
選挙時には候補の立場も参照でき、衆院／参院、
政党別などで賛成の割合なども表示されます。

マリフォー 国会メーター

<https://meter.marriageforall.jp>



Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に

メールアドレス：info@marriageforall.or.jp

発行：2022年11月

<https://www.marriageforall.jp>

